

『東住吉区マスコットキャラクター「なっぴー」』のデザインを、大阪市、国、地方公
地方公共団体及びそれに準ずる機関が、広報及びそれに準ずる業務の目的で使用する
とき並びに報道機関が報道の目的で使用する時の注意事項

- 1 デザインを使用する際の申請等の手続は不要とする。
- 2 デザインの入手方法については、東住吉区役所（以下「区役所」という。）まで問
合せること。
- 3 デザインのデータ等を加工し、新たなデザインを作成する場合は、事前に申し出た
うえで、内容確認を行うこと。また、作成者等に了解を得たうえで、新たなデザインの
データ等を、東住吉区広報「なでしこ」や東住吉区ホームページに使用出来るよう可能
な限り区役所に提供すること。
- 4 デザインには、『東住吉区マスコットキャラクター 「なっぴー」』の文言を、必ず
掲載すること。
- 5 デザインを使用した者は、使用状況について、ポスター、ちらし、写真等の使用実
績を区役所に提出すること。
- 6 その他、本書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、東住吉区長が別に定める。